

健生衛発 0302 第 3 号
令和 8 年 3 月 2 日

各 都 道 府 県 衛 生 主 管 部 (局) 長
公益財団法人全国生活衛生営業指導センター理事長
各 生 活 衛 生 同 業 組 合 の 長
各 生 活 衛 生 同 業 組 合 連 合 会 の 長
公益社団法人全国ビルメンテナンス協会会長
一般社団法人日本リネンサプライ協会会長

殿

厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課長
(公 印 省 略)

令和 8 年度生活衛生関係営業対策事業の事業実施計画書の
提出について

生活衛生関係営業対策事業の実施については、平成 26 年 4 月 30 日付け健発 0430 第 1 号厚生労働省健康局長通知の別紙「生活衛生関係営業対策事業実施要綱」により通知されているところである。

今般、令和 8 年度予算により行う事業に係る募集を行うこととしたので、本事業に係る国庫補助を希望する場合には、別添「令和 8 年度生活衛生関係営業対策事業実施計画書提出要領」に基づき事業実施計画書類を提出願いたい。

令和8年度生活衛生関係営業対策事業実施計画書提出要領

本事業は、生活衛生関係営業（以下「生衛業」という。）が新たな時代の社会的要請に応え、活力ある発展、振興を図るとともに衛生水準の維持向上及び利用者又は消費者の利益の擁護を図るため、都道府県生活衛生営業指導センター（以下「都道府県指導センター」という。）、公益財団法人全国生活衛生営業指導センター（以下「全国指導センター」という。）、全国生活衛生同業組合連合会（以下「連合会」という。）及び生活衛生同業組合（以下「生衛組合」という。）が行う事業に対して所要の助成を行うこととしている。

また、ビルクリーニング分野における特定技能の在留資格に係る制度の適正な運用を図るため、「ビルクリーニング分野特定技能1号評価試験」及び「ビルクリーニング分野特定技能2号評価試験」の実施主体である「公益社団法人全国ビルメンテナンス協会」（以下「ビルメン協会」という。）に対して、当該試験の企画・評価等に要する経費の一部を補助することとしている。

加えて、ビルメン協会及び「一般社団法人日本リネンサプライ協会」（以下「リネンサプライ協会」という。）に対して、生産性向上、国内人材の確保及び処遇改善を一体的に実施することで、ビルクリーニング分野及びリネンサプライ分野への就職及び就職した人材の定着のほか、生産性向上や処遇改善に関する各種取組みに要する経費の一部を補助することとしている。

本事業を実施しようとする者は、以下の事項に留意の上、事業実施計画書を提出されたい。

なお、本事業の実施に当たっては、平成26年4月3日付け厚生労働省発健0403第2号厚生労働事務次官通知の別紙「生活衛生関係営業対策事業費補助金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）及び平成26年4月30日付け健発0430第1号厚生労働省健康局長通知の別紙「生活衛生関係営業対策事業実施要綱」に定めるもののほか、本提出要領によることとする。

1 補助対象

- (1) 都道府県指導センターが行う別添1に掲げる事業
- (2) 全国指導センターが行う別添2に掲げる事業
- (3) 連合会及び生衛組合が行う別添3の特別課題又は別添4の各団体提案型の事業
- (4) 全国指導センターが行う別添5の受動喫煙防止対策事業
- (5) ビルメン協会が行う別添6のビルクリーニング業における外国人材確保事業
- (6) ビルメン協会及びリネンサプライ協会が行う別添7のビルクリーニング・リネンサプライ分野人材確保及び生産性向上等支援事業

2 事業の実施主体

- 都道府県指導センター、全国指導センター、連合会、生衛組合、ビルメン協会及びリネンサプライ協会

3 国庫補助基準額等

(1) 国庫補助基準額

国庫補助基準額は、交付要綱の別表第1～6に定める「2 基準額」による。

(2) 補助率

- 上記1の(1)及び(6)に係る事業については1/2(ただし事業評価を踏まえ、人件費について20%の範囲内で削減する場合がある。)
- その他の事業については定額(対象経費の10/10相当)

(3) 補助対象経費

補助対象経費は交付要綱の別表第1～6に定める、事業実施のために必要な経費であり、次表に記載する「補助対象経費の主な支出内容」を参考にされたい。

※補助対象の事業ごとに、補助対象経費が異なるため、事業計画の策定にあたっては、必ず交付要綱を参照すること。

【補助対象経費の主な支出内容】

種目	経費区分	主な支出内容
人件費	報酬	・ 常勤の職員の報酬 ・ 非常勤の職員の報酬(賞与は不可)
	福利厚生費	・ 1の支払対象者について、法令に基づいて負担する社会保険の保険料
事業費	諸謝金	・ 検討委員会等の構成員に対する謝礼 ・ 講演会、講習会、研究会等の講師の謝礼 (いずれも金銭、物品を問わない)
	旅費	・ 交通費、宿泊手当、宿泊費等
	賃金	・ 一時的に雇用される職員(アルバイト)に対して労働の対価として支払う金銭
	通信運搬費	・ 郵便料、電話料、データ通信料、諸物品の荷造り費及び運賃
	消耗品費	・ 各種事務用紙、文具の類、収入印紙、雑誌等、その性質が使用することによって消耗され、若しくは毀損しやすいもの又は長期間の保存に適さない物品の購入費
	印刷製本費	・ 調査票、報告書、成果物等の印刷、製本の経費
	光熱水費	・ 光熱水料(専用のメータの指針により当該事業に使用した料金が算出できる場合に限る。)

借料及び損料	<ul style="list-style-type: none"> ・シンポジウム、講演会、研究会等の開催のために会場を借り上げる経費 ・備品等におけるリース費用、車両等の借上げ
会議費	<ul style="list-style-type: none"> ・会議に伴う茶菓子弁当代などの飲食費用（必要最低限に留めること。なお、研修会・講習会等の受講者に給する費用は対象に当たらない）
雑役務費	<ul style="list-style-type: none"> ・新聞、雑誌等による広告、宣伝を行う費用 ・銀行振込手数料、翻訳手数料
委託費	<ul style="list-style-type: none"> ・直接実施することができないもの又は適当でないものについて、第三者に行わせる場合の経費（委託契約） ・人材派遣会社に対して支払う派遣料
備品購入費	<ul style="list-style-type: none"> ・原形のまま比較的長期の反復使用に耐えうるリースになじまない物品の購入費
喫煙室の設置等に係る経費	<ul style="list-style-type: none"> ・工費、設備費、備品費及び機械設置費等

（注）上記例示以外でも事業遂行上必要性が高いと認められる場合は、事前に協議の上、使途として認められる場合もある。

4 採否の決定方法について

○ 審査・評価会における審査

申請のあった事業（1の（4）～（6）の事業を除く。）は、事業実施計画書と予定額内訳書のそれぞれについて、外部有識者による審査・評価会において審査を行い、その結果を踏まえて、厚生労働省において予算の範囲内で採否を決定する。

【審査の主なポイント】

- ・ 事業実施計画書は、事業内容が指定課題に合致し、事業目的に即した内容であり、その手法が具体的で実現可能であるか。狙いとする成果が十分期待できるか。具体的な数値等による目標が設定されているか。
- ・ 数値等による定量的な目標設定及び効果検証が期待できない事業については、原則認めない。ただし、最小限の予算によるモデル事業など、次年度以降に事業の成果・効果の検証ができるものは例外的に認める場合がある。
- ・ 単発的なイベントの実施など一過性の効果しか期待できない事業は認めない。
- ・ 予定額内訳書は、事業の内容・手法に即した合理的な積算となっており、過大な経費が計上されていないか。等

○ 次のいずれかに該当する場合は、厚生労働省において不採択とする。

- ・ 財務諸表等の会計書類から団体の経営状況に深刻な問題があると判断される場合
- ・ 「8」に定める事業実施計画書に必要な書類が全て提出されていない場合

○ 次のいずれかに該当する場合は、事業実施計画書を受け付けず書類を返却する。

- ・ 令和9年3月31日までに終了しない事業である場合
 - ・ 複数の団体が連名で応募している場合
 - ・ 「9」の期限を過ぎて事業実施計画書が提出された場合
- 過去の補助事業と関連がある事業の場合、提出された事業実施計画の審査に当たっては、過去の補助事業の効果検証を斟酌して判断する（審査・評価会における事後評価の内容に留意すること）。
- 効果検証に資する定量的な指標を当該年度内に示すことが困難な事業の場合は、その旨を事業実施計画書にあらかじめ明示し、定量的指標算出までのスケジュールとともに、指標算出が終了した際に厚生労働省に提出すること（当該年度内の事業成果報告の際には現時点での事業成果報告を行う）。

5 提出に当たっての留意事項

- 事業名は抽象的表現を避け、事業内容を読み取ることができる名称とすること。
- 書類を提出した後の追加提出や差し替えは認められないこと。
- 自治体職員等を対象とした会議において、事業成果を発表させる場合があること。
- 補助金の支払いは、概算払いを予定しているが、場合によっては精算払いになることがあること。
- 生活衛生関係営業地域活性化連携事業については、同一の事業に対する他の補助金と重複しないよう留意すること。
- 生活衛生関係営業地域活性化連携事業については、各年度各都道府県それぞれ一つとすること。

6 所要額内訳書の作成に当たっての留意事項

(1) 全経費区分共通事項

- 積算は、事業目的との関連性を明確にするため、使用用途、単価、回数、人数及び個数等を明確にすること。

（例）旅費：東京→大阪（新幹線） ○, ○○○円×○人×○回=○○, ○○○円

諸謝金：検討委員会 ○, ○○○円×○人×○回=○○, ○○○円

通信運搬費：パンフレット送付料 ○○円×○箇所=○, ○○○円

(2) 諸謝金について

- 諸謝金の積算は、団体の規程に従って積算すること（当該規程資料を申請の際に併せて提出すること）。
- 謝品の場合は消耗品とすること。
- 所得税の取扱いについては、所得税法（昭和40年法律第33号）に基づき源泉徴収を

行うなど適切に処理すること。やむを得ず源泉徴収を行うことができない場合においては、所得税法に定める確定申告を受領者が行う必要があるので、謝金支給者は源泉徴収票を交付し、所定の手続きを行うよう受領者に指導すること。

(3) 旅費について

- 旅費は実費支給とすること。ただし、実施計画書作成時の旅費の積算に当たって実費によることが困難な場合は、団体の規程などを参考に概算で積算して差し支えない。なお、この場合においても、事業実績報告の際は実費を報告すること。
- 日当は交付対象に含めないこと。
- 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な朝食代や夕食代を含む諸雑費に充てるための費用として、交付対象として差し支えない。
- 目的地内を巡回するため、路線を定めて定期運行する乗合バスや鉄道を利用した場合の交通費についても交付対象として差し支えない。
- グリーン料金、ビジネスクラス等の割増運賃等の取扱については、団体の規程によるものとする。ただし、その者の役職等を踏まえた妥当な取扱とすることも可とする。なお、この場合、次の点に留意すること。
 - ・ ファーストクラス等の特に高額な割増運賃等は、原則、支出することはできない。
 - ・ 団体の規程等で支出が認められない割増運賃等を認めるような取扱を別に定めることはできない。
- 公共交通機関以外の交通費については、最も経済的な通常の経路及び方法により目的地まで移動した場合であって、補助事業の実施のため、特に必要とするものとして旅行命令権者が判断する費用であれば、その移動に要した経費及び付随した経費の実費を交付対象とする。ただし、公共交通機関を使用した場合に当日の事業実施が行えないなど、やむを得ない事情がある場合はこの限りではない。なお、積算に当たって実費の算出が困難である場合や事務負担が大きくなる場合には、「旅費業務の標準的な取扱い」（2024年12月各府省等申合せ）に基づき以下の簡素な計算式によることも可能である。

<簡素な計算式>

$$\text{交通費（ガソリン代）} = \text{走行距離（km）} \times 18 \text{円}$$

- 宿泊費については実費支給とし、その者の役職等を踏まえた上限額を設定するなど妥当な範囲で支給すること。

(4) 賃金について

- 非常勤職員及び一時的に雇用される職員（アルバイト）の賃金の積算は、団体の規程に従って積算すること（当該規程資料を申請の際に併せて提出すること）。
- 所得税の取扱いについては、所得税法に基づき源泉徴収を行うなど適切に処理すること。やむを得ず源泉徴収を行うことができない場合においては、所得税法に定める確定

申告を受領者が行う必要があるので、人件費支給者は給与支払い証明書（様式任意）を交付し、所定の手続きを行うよう受領者に指導すること。

（5）委託費について

- 委託費は、事業実施者において直接実施することが困難な内容について、事業の一部を委託して行わせるために必要な経費である。
- 委託費を計上する場合は、あらかじめ複数の業者から見積書を徴収すること（当該見積書は、事業実施計画書を提出する際に必ず提出すること）。
- 契約予定価格が100万円（消費税込）以上の契約を行う場合には、競争入札又は複数の見積書を徴収した上で契約を行うこと。
- 国庫補助基準予定額のうち、委託費の占める割合は原則50%未満とすること。

（6）備品購入費について

- 事業完了後も引き続き財産として利用できる備品（例：パソコン周辺機器等、コピー機、机、キャビネット等）の購入費については、単年度で完了する事業であるという本補助事業の性格上、補助の対象外であること。

ただし、事業の遂行上必要不可欠なもので、リースによっても調達が困難な場合（点字プリンター等）については、この限りでない。

- 価格が50万円以上の機械器具については、原則としてリースによるものとする。ただしリースが可能でない場合、又は、購入した場合と事業期間内でリースをした場合と比較して、購入した場合の方が安価な場合等は協議すること。
- 機械器具の保管（使用）場所は、保管が最も有効かつ適切に行われるよう留意し、その管理状況を把握すること。
- 国庫補助基準予定額のうち、備品購入費の占める割合は原則50%未満とすること。

（7）その他

○ 留意事項

- ・ 通信運搬費については、当該事業に使用した料金であることが証明できる場合に限り交付対象とする。
- ・ 会議費については、茶菓子代は参加者一人あたり数百円程度を目安とする。弁当代については午前から午後にわたり会議を開催しなければならない場合に限り支出でき、その額は1千円程度を目安とする。

なお、研修会・講習会の受講者に給する茶菓子代及び弁当代は対象とはならない。

○ 交付の対象とならない経費

- ・ キャンペーンによる料金割引への補填など、本来事業に参加する生活衛生関係営業者又は消費者が負担すべき経費
- ・ 事業に参加する生活衛生関係営業者への謝礼金

- ・ 飲食物提供を行う事業に係る食材費
 - ・ 委員会等を設置した場合に事業実施主体である連合会・組合役職員等に対する諸謝金（旅費（宿泊手当含む）は可。）
 - ・ 賃金の支払いに伴う社会保険料（ただし、全国指導センターを除く。）
 - ・ 土地・建物に関する経費
 - ・ 補修、改造を含む改修工事に関する経費
 - ・ 事業実施中に発生した事故・災害の処理のための経費
 - ・ その他この補助金による事業に直接関連性のない経費
- 〈例〉 会議後、事業終了後の懇親会等における飲食代等の経費
回数券及びプリペイドカードの類（謝品として購入する場合を除く。）

7 補助金執行の適正性の確保

- 本補助金は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和 30 年法律第 179 号）の規定により交付される補助金であり、不適正な使用が認められた場合は、刑事処罰されることがある。
- 本事業の実施については、次に掲げることに留意すること。
 - ・ 「生活衛生関係営業対策事業費補助金交付要綱」6（8）イに規定されており、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿や証拠書類を整理し、補助金の額の確定の日の属する年度の終了後5年間保管すること。
 - ・ 事業実績報告には、団体の監事等による本事業の監査結果報告書を添付すること。
 - ・ 事業の執行状況を調査するため、事業の実施中又は終了後に報告を求め又は現地調査を行う場合があること。
 - ・ 本事業について、補助金を他の事業に流用する等の不正事実が判明した場合、当該法人及び不正行為を行った者が属する団体については、最長5年間、本事業への応募を認めない措置をとること。
 - ・ 事業が採択された場合、所属職員に対して、本補助金に関する不正行為等を発見した場合の国への通報窓口を周知する必要がある。（当該通報窓口については、内示の際に改めてお知らせする。）

8 提出書類

（※提出にあたっては、下記アドレス宛てメールにて電子媒体を送付すること。）

（1）生活衛生関係営業対策事業の実施に係る書類

- ① 令和8年度生活衛生関係営業対策事業実施計画書について（鑑文）
- ② 事業実施計画書
- ③ 予定額内訳

申請団体	①	②	③
都道府県 【1の(1)の事業】	別紙1	別紙2-1 別紙2-2	別紙3
全国指導センター 【1の(2)の事業】	別紙4	別紙5	別紙6
連合会・生衛組合 【1の(3)の事業】	別紙4	別紙7	別紙8
全国指導センター 【1の(4)の事業】	別紙4	別紙9	別紙10
ビルメン協会 【1の(5)の事業】	別紙4	別紙11	別紙12
ビルメン協会及びリネン サプライ協会 【1の(6)の事業】	別紙4	別紙13	別紙14

④ 賃金、謝金及び旅費の支給基準（団体の規程）

⑤ 委託費の見積書（委託費を計上している場合）

(2) 事業実施計画書を提出した団体の概要、活動状況に係る次の書類

【地方公共団体は提出不要】

- 定款又は寄附行為の写し
- 役員名簿
- 団体の概況書
- 理事会で承認を得た直近の事業実績報告書

→ 冊子による提出は不可(分量が多い場合は、事業実績等を記した主要部分の抜粋のみで可)。

(3) 事業実施計画提出団体の財政状況に係る書類【地方公共団体は提出不要】

- 令和8年度収入支出予算書抄本（補助金受入を仮定した収入・支出がわかるもの）
- 理事会等で承認を得た直近の財務諸表（貸借対照表、収支計算書、財産目録）、監事等による監査結果報告書

上記様式の電子媒体については、当省ホームページよりダウンロードできます

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou/seikatsu-eisei33/index.html>

9 提出期限

① 1(4)～(6)の事業

令和8年4月10日(金)

② 1(1)～(3)の事業

令和8年4月24日(金)

※ 事前の連絡なく、提出期限を経過して届いた応募書類については、受け付けないので、締め切りの厳守について、特に留意すること。

10 提出方法

提出書類は原則メールでの提出とし、送付先は次のとおりとする。

メールアドレス seiei709@mhlw.go.jp

厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課

※ 押印付きの原本を郵送する必要があるなど、やむを得ない場合に限り以下の送付先まで郵送とする。郵送の場合は、封筒の表紙に「令和8年度生活衛生関係営業対策事業実施計画書」と記載すること。

- ・ 郵便番号 〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2
- ・ 厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課

11 問い合わせ先

厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課 seiei709@mhlw.go.jp

都道府県指導センター

事業名	相談指導事業
目的	<p>都道府県指導センターによる相談指導の実施体制の充実を図るとともに、株式会社日本政策金融公庫による貸付制度の効果的な活用を促進する。ひいては生衛業の衛生水準の維持向上、経営の安定化を図ることを目的とする。</p>
<p>想定される事業の手法・内容 ※実施にあたっては関係機関と連携して実施</p>	<p>経営指導員、経営特別相談員及び中小企業診断士等外部の専門家を活用して、生衛業者に対して衛生、融資、税制、労務管理等の相談指導を実施する。</p> <p>なお、相談指導を実施するに当たっては、都道府県指導センターの外に、保健所の会議室等を利用して地区で実施又は営業者の店舗を巡回して実施するなど営業者の利便性を図ること。</p> <p>経営指導員等の資質の向上のため、税理士、中小企業診断士等の専門知識を有する者を講師とする研修会を開催する。</p> <p>株式会社日本政策金融公庫等の関係機関との連携強化のため、定期的な会合を開催する。</p> <p>中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律（分野調整法）に基づいた紛争事案が生じた際に調査及び調整を行う。</p>
<p>期待する事業成果 ※効果検証が可能となる具体的な数値等による目標を設定</p>	<ol style="list-style-type: none"> ① 生衛業の衛生水準の維持向上 ② 生衛業の経営の安定化 ③ 経営指導員等による相談指導の充実 ④ 株式会社日本政策金融公庫による貸付制度の利用促進

都道府県指導センター

事業名	情報化整備事業
<p>目的</p>	<p>生衛業に関する情報の収集、分析、情報発信及び指導体制の効率化を推進することにより、生衛業の経営の安定化、衛生水準の維持向上、業界振興を図ることを目的とする。</p>
<p>想定される事業の手法・内容 ※実施にあたっては関係機関と連携して実施</p>	<p>生衛業情報ネットワークシステムの維持管理。 融資関係、統計資料、相談事例等の各種情報の蓄積を行う。</p>
<p>期待する事業成果 ※効果検証が可能となる具体的な数値等による目標を設定</p>	<p>① 経営相談指導の充実・強化 ② 生衛業者又は消費者に対する正確かつ迅速な情報提供 ③ 生衛業の衛生水準の維持向上 ④ 生衛業の経営の安定化</p>

都道府県指導センター

事業名	後継者育成支援事業
<p>目的</p>	<p>生衛業にインターンシップ制度を導入し、雇用吸収力の高い生衛業の活性化を図るとともに、生衛業が直面している後継者の課題の緩和を図ることを目的とする。</p>
<p>想定される事業の手法・内容 ※実施にあたっては関係機関と連携して実施</p>	<p>都道府県指導センター、地元自治体、教育関係機関、組合、職業安定所等で構成する協議会を組織し、生衛業の体験学習カリキュラム及び受入体制を検討し、実施する。 また、事業結果の検証を行う。</p>
<p>期待する事業成果 ※効果検証が可能となる具体的な数値等による目標を設定</p>	<p>① 後継者の確保</p>

都道府県指導センター

事業名	健康・福祉対策推進等事業
<p>目的</p>	<p>(1) 健康・福祉対策推進事業 生衛業の特徴を活かした地域福祉の増進を推進することにより、業界の振興、経営の安定化を図る。 感染症の発生に対応できる体制を整え、生衛業における衛生水準の維持向上を図ることを目的とする。</p> <p>(2) 生活衛生関係営業地域活性化連携事業 生活衛生関係営業者が業種を超えて、業種や地域に共通する課題に連携して対応することで、高齢社会への対応に向けた各生活衛生関係営業者の特性を活かした健康づくりや生活支援等のサービスの実施を推進するなど、生活衛生関係営業の振興・発展と衛生水準の維持向上及び経営の安定化を図り、もって地域の活性化に資することを目的とする。</p>
<p>想定される事業の手法・内容 ※実施にあたっては関係機関と連携して実施</p>	<p>(1) 健康・福祉対策推進事業 地域社会との共存や福祉の増進など社会的要請に応える形で生衛業の振興を図ることを目的とする事業の実施。 新型インフルエンザなどの感染症拡大防止策について検討し、事業者に対して普及啓発を行い、衛生水準の維持向上を図る。</p> <p>(2) 生活衛生関係営業地域活性化連携事業 生衛組合が行う地域活性化に資することを目的とした業種を超えた連携事業に関する企画及び総合調整等を行い、地域の特色を活かした本事業の円滑な実施を支援する。</p>
<p>期待する事業成果 ※効果検証が可能となる具体的な数値等による目標を設定</p>	<p>(1)、(2) 共通</p> <p>① 生衛業のサービスの向上 ② 国民の福祉の促進 ③ 生衛業の衛生水準の維持向上</p> <p>(2)</p> <p>① 地域の活性化 ② 生衛業の振興・発展 ③ 経営の安定化</p>

都道府県指導センター

事業名	消費者等コールセンター事業
目的	利用者、消費者及び営業者の利益の擁護に資するため、苦情処理等の業務を適正に処理する体制整備を図り、サービスの質の向上に寄与することを目的とする。
想定される事業の 手法・内容 ※実施にあたって は関係機関と連携 して実施	学識経験者、生衛業界関係者、消費者団体の関係者等からなる検討会を設置し、生衛業に関する苦情を収集・分析する。 利用者又は消費者からの苦情相談及び営業者からの消費者・利用者への対応についての相談に適切に対応できる体制の整備について検討する。
期待する事業成果 ※効果検証が可能 となる具体的な数 値等による目標を 設定	① 苦情及び意見等に対する適切な対応 ② 生衛業のサービスの向上 ③ 生衛業の経営の安定化

全国指導センター

事業名	指導・研修事業
目的	<p>(1) 指導事業 都道府県指導センター及び連合会の健全な発展を図ることを目的とする。</p> <p>(2) 研修事業 経営指導員、経営特別相談員、生衛組合役職員の資質の向上を図り、生衛業の衛生水準の維持向上、経営の安定化を図ることを目的とする。</p>
想定される事業の手法・内容 ※実施にあたっては関係機関と連携して実施	<p>(1) 指導事業 都道府県指導センター及び連合会に対して、日常的な指導や情報提供の外に、巡回個別指導及びブロック会議等を実施し指導を行う。</p> <p>(2) 研修事業 経営指導員、経営特別相談員、生衛組合役職員を対象に、生衛業を取り巻く現状、経営指導等に必要な知識、組合の運営に必要な知識及び経営悪化に伴う再生支援に必要な知識の習得を目的とした研修会を開催する。</p>
期待する事業成果 ※効果検証が可能となる具体的な数値等による目標を設定	<p>(1) 指導事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 生衛業の衛生水準の維持向上 ② 生衛業の経営の安定化 ③ 生衛組合組織率の向上 <p>(2) 研修事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 生衛業の衛生水準の維持向上 ② 生衛業の経営の安定化 ③ 経営指導員等による相談指導の充実

全国指導センター

事業名	消費者対応事業
<p>目的</p>	<p>都道府県指導センターにおいて消費者等からの苦情相談に対して適切に対応ができるようにするため、支援体制の整備を図ることを目的とする。</p>
<p>想定される事業の手法・内容 ※実施にあたっては関係機関と連携して実施</p>	<p>都道府県指導センターから対応困難な事例として相談があったものについて、検討会を開催し専門家の意見を踏まえ対応策を検討する。</p> <p>都道府県指導センターの対応状況を集積し、事例集を作成する。</p>
<p>期待する事業成果 ※効果検証が可能となる具体的な数値等による目標を設定</p>	<p>① 苦情及び意見等に対する適切な対応</p>

全国指導センター

事業名	情報ネットワーク事業
<p>目的</p>	<p>生衛業に関する情報の収集、分析、情報発信及び指導體制の効率化を推進することにより、生衛業の経営の安定化、衛生水準の維持向上、業界振興を図ることを目的とする。</p>
<p>想定される事業の手法・内容 ※実施にあたっては関係機関と連携して実施</p>	<p>生衛業情報ネットワークシステムの維持管理。</p> <p>都道府県指導センターや各営業者における生衛業の振興等に関する取組を集積し、インターネットによって情報提供する。</p>
<p>期待する事業成果 ※効果検証が可能となる具体的な数値等による目標を設定</p>	<p>① 生衛業情報ネットワークシステムへのアクセス数増加 ② 生衛業者又は消費者に対する正確かつ迅速な情報提供 ③ 生衛業の衛生水準の維持向上 ④ 生衛業の経営の安定化</p> <p>※ 各事業について、事業の性質に応じて、できるだけ具体的な数値等による目標を設定。</p>

全国指導センター

事業名	経営安定化事業
<p>目的</p>	<p>生衛組合及び連合会の自主的な取組を支援することにより、効果的な取組の実施、業界の振興、経営の安定化を図ることを目的とする。</p> <p>理容・美容、クリーニング、飲食店等の生衛業者が連携して行う地域の活性化を目的とする事業に対し、総合的な支援・指導を行う。</p> <p>また、東日本大震災の被災地復興に向けて、被災地都道府県指導センターと連携し、地域実情に応じた取り組みを行うことにより、生衛業者の復興支援、被災地の再生支援を図ることを目的とする。</p>
<p>想定される事業の手法・内容 ※実施にあたっては関係機関と連携して実施</p>	<p>生衛組合及び連合会が行う生衛業の振興に資する自主的な取組について、組合及び連合会からの相談に応じるとともに、その内容や方法等について指導を行う。</p> <p>衛生水準の確保・向上を図るため、衛生情報の周知・情報提供や営業者による自主管理点検等の徹底等について、講習・研修会の開催やパンフレットの配布等を行う。</p> <p>ホームページや情報システムを活用し、広く情報発信することが可能となるよう各生衛組合に対する技術的指導を行う。</p> <p>休眠組合の活動再開支援、振興計画未策定組合に対する助言等を行う。</p> <p>都道府県指導センターが支援・指導する生活衛生関係営業地域活性化連携事業に対し、シンクタンク機能を活かして総合的な支援・指導を行う。</p> <p>被災地都道府県指導センターと連携し、自立支援、地域の再生・活性化に資する取り組みを支援、推進する。</p>
<p>期待する事業成果 ※効果検証が可能となる具体的な数値等による目標を設定</p>	<p>① 生衛業の衛生水準の維持向上</p> <p>② 生衛業の経営の安定化</p> <p>③ 地域の活性化</p> <p>④ 生衛業の振興・発展</p> <p>⑤ 被災地域の復興・自立支援に資する事業の実施と支援 ・〇〇の開催、〇〇事業者参加</p>

全国指導センター

事業名	生活衛生関係営業経営基盤強化事業
目的	<p>経営基盤が脆弱で小規模・零細な事業者が大半を占める生衛業において、原材料価格の高騰や消費税率及び最低賃金の引き上げなど急激な経営環境等の変化へ適切に対応することをもって、経営基盤の安定化を図ることを目的とし、そのための相談・支援体制を整備・強化し、生衛業者の経営課題解決や事業活性化等に資するきめ細かな支援に取り組む。</p>
<p>想定される事業の手法・内容</p> <p>※実施にあたっては関係機関と連携して実施</p>	<p>生衛業者からの経営環境の変化に関する相談に対応するための調査相談員の配置、相談・支援体制の整備を行う。</p> <p>原材料費の変動等による価格・景気動向の調査、情報収集、分析を行い、効果的な事業活性化のための取組実施につなげる</p> <p>消費者向けのポスターや、経営環境の変化等に対応するための生衛業者向けのわかりやすいパンフレット等による周知を図る。</p> <p>従業員の福利厚生確保や業界の健全な発展を図るため、最低賃金や社会保障制度等の周知を行う。</p>
<p>期待する事業成果</p> <p>※効果検証が可能となる具体的な数値等による目標を設定</p>	<p>① 生衛業の経営基盤の安定化</p> <p>② 生衛業の衛生水準の向上</p>

全国指導センター

事業名	衛生水準確保・振興調査研究事業
<p>目的</p>	<p>生衛業に関する調査・研究を通じて、生衛業の衛生水準の維持、業界の振興を図ることを目的とする。</p> <p>また、東日本大震災の被災地復興に向けて、被災地都道府県指導センターと連携し、地域実情に応じた取り組みを行うことにより、生衛業者の復興支援、被災地の再生支援を図ることを目的とする。</p>
<p>想定される事業の手法・内容</p> <p>※実施にあたっては関係機関と連携して実施</p>	<p>共同購買及び消費者動向等生衛業の振興を図るための方策についての調査研究を実施する。</p> <p>生衛業の経営実態を定期的、継続的に観測し、動向を把握する必要があることから、生衛業経営状況実態調査を実施する。</p> <p>被災地都道府県指導センターと連携し、被災した生活衛生関係業者の営業実態調査等を実施する。</p>
<p>期待する事業成果</p> <p>※効果検証が可能となる具体的な数値等による目標を設定</p>	<p>① 生衛業の効果的な振興策の策定</p> <p>② 生衛業の衛生水準の維持向上</p> <p>③ 生衛業の経営の安定化</p> <p>④ 被災地生衛業者の復興</p>

別添 3

厚生労働省（審査・評価会）が策定する先進的モデル事業（特別課題）

番号	課 題 名
1	組合未設置県の結成促進、振興計画未策定県の解消
2	受動喫煙防止対策の推進
3	標準営業約款制度の普及・促進
4	消費者又は利用者への情報提供の推進
5	消費者又は利用者の保護の推進
6	サービスの生産性の向上
7	少子・高齢化社会へ対応した対策（地域包括ケア等）の推進
8	外国人利用者の受入体制の整備
9	障害者差別解消法に基づく取組の推進
10	人材育成及び自己啓発の推進
11	後継者の育成、障害者を始めとする多様な人材の活用促進
12	健康危機未然防止のための衛生規制の遵守への対応
13	災害時の生活衛生関係営業による地域の支援等に関する取組
14	組合の組織強化（加入促進）
15	税制等の理解への促進・対応強化
16	生衛業の専門性を活かした顧客づくりの推進
17	共同事業の促進のための基盤整備
18	創業・経営支援の推進
19	東日本大震災被災地において生活衛生関係営業による地域の復興

団体提案型事業

番号	事業名	課題名
20	団体提案型事業	業種、地域の特性に応じて提案される生活衛生関係営業の振興
21	生活衛生関係営業地域活性化連携事業	各地域の特色を踏まえて提案される、業種を超えて、業種や地域に共通する課題に対応し、各生活衛生同業組合が連携して実施

連合会及び生衛組合が実施する特別課題

課題番号	1	組合未設置県の結成促進、振興計画未策定県の解消
目的	<p>生活衛生関係営業は、国民の生活に密着したサービスを提供する営業であるが、小規模の資本でも開業しやすい業態であることから、需要が伸びている分野を中心に新規参入が多くなり過当競争になりやすい傾向にある。</p> <p>また、国民の生活様式や消費行動の大きな変化、大規模な量販店やチェーンストアの増加など、生衛業を取り巻く環境が大きく変化しており、いずれの業種も厳しい経営環境の下にある。</p> <p>このため、生活衛生同業組合を各業種毎に都道府県単位で設立することを促進するとともに、国が定める振興指針に基づく振興計画の未策定県を解消し、経営健全化と衛生水準の向上を図ることを目的とする。</p>	
<p>想定される事業の手法・内容</p> <p>※実施にあたっては関係機関と連携して実施</p>	<p>○ 組合未設置県の結成促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生活衛生同業組合設立の必要性・メリット等の普及・周知のための説明会の開催、パンフレットの作成・配布等 ・ 組合設立中心メンバーに対する巡回指導・助言 ・ 活動休止組合の地域営業者に対する情報提供 等 <p>○ 振興計画未策定県の解消</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 振興計画策定のメリット（融資・税制の優遇措置等）の普及・周知のための説明会の開催、パンフレット等の作成・配布等 ・ 振興計画認可申請に関する巡回指導・助言 等 	
<p>期待する事業成果</p> <p>※効果検証が可能となる具体的な数値等による目標を設定</p>	<p>① 活動指標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 説明会開催回数、参加人数 ・ パンフレット作成・配布部数 ・ 巡回指導件数・回数 等 <p>② 成果指標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 組合組織化件数、休止解消件数 ・ 振興計画認定件数 	

連合会及び生衛組合が実施する特別課題

課題番号	2	受動喫煙防止対策の推進
目的	<p>受動喫煙による健康への悪影響については、科学的知見が示されており、飲食店等は受動喫煙を防止するために必要な措置をとる努力義務が課されている。こうしたなか、その取組方策等を普及促進することにより、受動喫煙防止対策を推進することを目的とする。</p>	
<p>想定される事業の手法・内容</p> <p>※実施にあたっては関係機関と連携して実施</p>	<p>○ 飲食店等営業者を対象とした受動喫煙防止対策に係る研修会の実施やリーフレットの作成・配布</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 受動喫煙対策の必要性等に関する啓発 ・ 具体的取り組み方法に関する理解の促進 <p>○ 受動喫煙対策のためのツール(ポスター・ステッカー等)の作成・配布等</p>	
<p>期待する事業成果</p> <p>※効果検証が可能となる具体的な数値等による目標を設定</p>	<p>① 活動指標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 営業者を対象とした研修会の開催回数・参加者数 ・ 受動喫煙対策に関する啓発リーフレットの作成・配布部数 ・ 受動喫煙対策ツールの作成・配布数 <p>② 成果指標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 受動喫煙対策実施店舗数（総件数、新規取り扱い件数） 	

連合会及び生衛組合が実施する特別課題

課題番号	3	標準営業約款制度の普及・促進
目的	<p>標準営業約款制度「Sマーク」は、消費者の皆さんが、理容業、美容業、クリーニング、めん類・一般飲食店営業が提供するサービスや技術を利用する際の安全・安心の目印で、3つのS(Safety:安全であること、Standard:安心であること、Sanitation:清潔であること)を約束しているが、各営業者に同制度の更なる周知や登録を推進し、経営健全化と衛生水準の向上を図ることを目的とする。</p>	
<p>想定される事業の手法・内容</p> <p>※実施にあたっては関係機関と連携して実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業者を対象とする説明会の開催、パンフレット等の作成・配布 <ul style="list-style-type: none"> ・ 標準営業約款制度の理解の促進、登録の必要性・メリットの周知 ・ 重点的な登録促進活動の展開 等 ○ 事業者を対象とする研修会等の開催 <ul style="list-style-type: none"> ・ 登録要件を満たすために必要な知識・技術の習得 等 ○ 消費者を対象とする説明会の開催、パンフレット等の作成・配布等 	
<p>期待する事業成果</p> <p>※効果検証が可能となる具体的な数値等による目標を設定</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 活動指標 <ul style="list-style-type: none"> ・ 説明会開催回数、参加人数 ・ パンフレット等の作成・配布部数 ・ 研修会の開催回数、受講者数 ② 成果指標 <ul style="list-style-type: none"> ・ 新規登録件数（○件 ⇒ ○件） 	

連合会及び生衛組合が実施する特別課題

課題番号	5	消費者又は利用者の保護の推進
目的	<p>消費者又は利用者に提供されるサービスの内容が多様化し、また技術も高度化したため、衛生面だけではなく、様々な問題が発生している中で、消費者又は利用者が安全で安心したサービス等を受けるため適切な対応を図ることにより、消費者又は利用者の保護を図ることを目的とする。</p>	
<p>想定される事業の手法・内容</p> <p>※実施にあたっては関係機関と連携して実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業者を対象とした安全・安心のための知識・技術に関する研修会の開催 ○ 事業者を対象とした安全・安心のための知識・技術の普及のためのパンフレット、マニュアル等の作成 ○ 衛生水準の向上に向けた従業員教育（人材育成） ○ 組合未加入事業者への重点的な情報提供（行政情報、衛生対策等） ○ 健康危機の未然防止等（食中毒、ノロウイルス等）のための研修会の実施等 	
<p>期待する事業成果</p> <p>※効果検証が可能となる具体的な数値等による目標を設定</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 活動指標 <ul style="list-style-type: none"> ・ 研修会等の開催回数、受講者数 ・ パンフレット、マニュアル等の作成・配布部数 ・ 情報提供件数 ② 成果指標 <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の実施による消費者擁護についての変化で、数値化できるものを数値化する。 	

連合会及び生衛組合が実施する特別課題

課題番号	6	サービスの生産性の向上
目的	消費者又は利用者の要望への変化に対応しつつ、新しいサービスや商品の提供による付加価値の向上を図るとともに事務改善等経費削減に努めることにより、生産性を向上させ経営基盤の安定化を図る。	
想定される事業の手法・内容 ※実施にあたっては関係機関と連携して実施	<ul style="list-style-type: none"> ○ 共同購入を行うための体制構築等の検討 ○ 生産性向上のため、新しいサービス、商品の高付加価値化等についての検討・普及 <ul style="list-style-type: none"> ・ マニュアルの作成 ・ 講習会の開催 ○ 事務改善等による経費削減対策についての検討・普及 <ul style="list-style-type: none"> ・ マニュアルの作成 ・ 講習会の開催 ○ 固定客率・リピート率向上や新規顧客開拓のための取組 等 	
期待する事業成果 ※効果検証が可能となる具体的な数値等による目標を設定	<ul style="list-style-type: none"> ① 活動指標 <ul style="list-style-type: none"> ・ マニュアルの作成・配布部数 ・ 講習会等の開催回数、参加者人数 ② 成果指標 <ul style="list-style-type: none"> ・ 経費削減効果（経費率○% ⇒ ○%） ・ 売上、利益の変化（売上○ ⇒ ○） 	

連合会及び生衛組合が実施する特別課題

課題番号	7	少子・高齢化社会へ対応した対策（地域包括ケア等）の推進
目的	<p>人口減少と少子高齢化の急速な進展が進む中、高齢者等のニーズに沿った分かりやすいサービス・メニューづくり、店舗作りなどを展開し、高齢社会に対応した生衛業の経営の安定化を図ることを目的とする。</p>	
<p>想定される事業の手法・内容</p> <p>※実施にあたっては関係機関と連携して実施</p>	<p>○高齢者を呼び込むサービスの開発・普及</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者の意識、ニーズ調査 ・ サービス・メニューづくり支援ガイドブックの作成 ・ ホームページ、業界紙などでの広報 ・ 高齢者に対する情報提供 等 <p>○新たなサービス・メニュー等の普及のための講習会の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ サービス・メニューの紹介 ・ 新たなメニューのための技術の講習 ・ 顧客満足度を高める店づくり 等 <p>○自治体が発行する地域包括ケアシステムへの連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自治体と連携し必要な生活支援サービスの開発 ・ 開発したサービスの普及のための講習会の実施 等 	
<p>期待する事業成果</p> <p>※効果検証が可能となる具体的な数値等による目標を設定</p>	<p>① 活動指標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ガイドブック等の作成・配布部数 ・ ホームページ開設 ・ 講習会開催回数、参加者数 ・ 自治体との調整回数 等 <p>② 成果指標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者向けサービス導入店舗数 ・ 高齢者利用客数の変化 ・ 地域包括ケアシステムの生活支援サービスへの追加 	

連合会及び生衛組合が実施する特別課題

課題番号	8	外国人利用者の受入体制の整備
目的	外国人旅行者を含む利用者の増大へ対応するため、これらの様々な国々の外国文化やニーズを正しく理解し、おもてなしの心によるサービスを推進するとともに、日本の文化や伝統について情報発信することによって相互理解を深めるなど、外国人利用者の受入の推進に向けた体制を整備する。	
想定される事業の手法・内容 ※実施にあたっては関係機関と連携して実施	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業者を対象とした外国文化に関する研修会の開催 ○ 日本の文化や伝統、マナーを理解していただくためのリーフレットの作成 ○ 外国人利用者のためのメニューやガイドブック等の作成による情報提供 ○ 訪日外国人旅行者等の目的に沿ったおもてなしの心によるサービスの提供体制の検討・普及 ○ 連合会ホームページを多言語化し、業種ごとの慣習等に対応した案内等を掲載 ○ 外国人旅行客が店頭でその店舗のサービス内容やクレジットカードの使用の可否等が分かるシールを連合会において作成し、組合員に配布等 	
期待する事業成果 ※効果検証が可能となる具体的な数値等による目標を設定	<ul style="list-style-type: none"> ① 活動指標 <ul style="list-style-type: none"> ・ 研修会開催回数、受講者数 ・ リーフレット等の作成・配布部数 等 ② 成果指標 <ul style="list-style-type: none"> ・ 外国人受入可能施設数の変化（○店舗 ⇒ ○店舗） ・ 外国人利用者数の変化 	

連合会及び生衛組合が実施する特別課題

課題番号	9	障害者差別解消法に基づく取組の推進
目的	<p>「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）の施行にあわせ、生衛業界における障害者対応を進めることにより、日常生活や社会生活における障害者の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的障壁を取り除くことを目的とする。</p>	
<p>想定される事業の手法・内容</p> <p>※実施にあたっては関係機関と連携して実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障害者差別解消法衛生事業者向けガイドラインに基づく対応 <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者を対象とする研修会の実施による意識啓発 ・ 事業者を対象とするマニュアル等の作成・配布 等 ○ 実態調査の実施及び対応施策の検討 ○ 事例などの情報発信、認知度向上 等 	
<p>期待する事業成果</p> <p>※効果検証が可能となる具体的な数値等による目標を設定</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 活動指標 <ul style="list-style-type: none"> ・ 研修会等の開催回数、受講者数 ・ マニュアル等の作成・配布部数 ・ 実態調査の実施（調査件数・調査結果） ② 成果指標 <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者の理解度の向上（アンケート等による把握） ・ 障害者対応店舗の増加（○店 ⇒ ○店） 	

連合会及び生衛組合が実施する特別課題

課題番号	10	人材育成及び自己啓発の推進
目的	<p>従業員等を対象に研修会の開催、マニュアル等の作成により、生衛業の知識技能の向上、衛生管理知識・技能を修得することにより、より安全・安心な生衛業界の育成と人材育成を図ることを目的とする。</p>	
<p>想定される事業の手法・内容</p> <p>※実施にあたっては関係機関と連携して実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 従業員等を対象とする技能・知識に関する指導に関する取り組み <ul style="list-style-type: none"> ・ 講習会等の開催 ・ マニュアル等の作成・配布 等 ○ 後継者人材の育成 <ul style="list-style-type: none"> ・ 講習会等の開催 ・ マニュアル等の作成・配布 等 	
<p>期待する事業成果</p> <p>※効果検証が可能となる具体的な数値等による目標を設定</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 活動指標 <ul style="list-style-type: none"> ・ 講習会の開催回数、受講者数 ・ マニュアル等の作成・配布部数 ② 成果指標 <ul style="list-style-type: none"> ・ 講習会受講者等のアンケートによる調査 	

連合会及び生衛組合が実施する特別課題

課題番号	11	後継者の育成、障害者を始めとする多様な人材の活用促進
目的	<p>少子高齢化に伴う労働力人口の減少や高齢化により、生活衛生関係営業においても、従業員の高齢化等の雇用問題の深刻化や後継者の確保難に対する対応が喫緊の課題となっている。</p> <p>このため、将来に生衛業を志す後継者の育成やワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の取れた職場環境の整備、従業員の定着率の向上を図るとともに、女性や障害者を始めとする多様な人材の活用を促進することを目的とする。</p>	
<p>想定される事業の手法・内容</p> <p>※実施にあたっては関係機関と連携して実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ インターンシップ（職業体験）の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ 技術だけでなく「仕事」の楽しさを伝えることで生活衛生関係営業を志す若者を育成 ○ 講演会・研修会の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ ワーク・ライフ・バランス、多様な人材の能力活用の意味・意義を伝える ○ ワーク・ライフ・バランス、多様な人材の能力活用、後継者育成に関する検討 <ul style="list-style-type: none"> ・ 有識者を含めた検討委員会の設置（検討内容） <ul style="list-style-type: none"> ・ 先進的取組事例の研究・普及・啓発 ・ 実践ハンドブックの作成 ・ 生衛業の魅力を伝えるパンフレットの作成 ○ キャリアパス設定の検討 等 	
<p>期待する事業成果</p> <p>※効果検証が可能となる具体的な数値等による目標を設定</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 活動指標 <ul style="list-style-type: none"> ・ インターンシップ開催回数、参加者人数 ・ 講演会、研修会開催回数、参加者人数 ② 成果指標 <ul style="list-style-type: none"> ・ アンケート等により参加者の意識の変化を把握 	

連合会及び生衛組合が実施する特別課題

課題番号	12	健康危機未然防止のための衛生規制の遵守への対応
目的	<p>生食用食肉（牛肉）を扱う施設において重大な食中毒事件が発生するなど、衛生・表示基準の在り方や衛生水準維持の重要性が指摘されている。</p> <p>生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律において、公衆衛生の見地から営業の振興の計画的推進と並んで公衆衛生の向上・増進が規定されていることから、消費者等に対する安全、安心の確保を通じた信頼性を向上させるため、まずは営業者の自主努力による取り組みの普及を行うことにより、生活衛生関係営業の自主的取組の強化を支援し、衛生水準の向上をすることを目的とする。</p>	
<p>想定される事業の手法・内容</p> <p>※実施にあたっては関係機関と連携して実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業者及び従業員を対象とした衛生管理等に関する研修会等の開催 ○ 事業者及び従業員を対象とした衛生管理等に関するパンフレット、マニュアルの作成・配布 ○ 自主管理点検表の普及・促進 ○ 組合未加入者への重点的な情報提供（行政情報、食中毒、感染症等）等 	
<p>期待する事業成果</p> <p>※効果検証が可能となる具体的な数値等による目標を設定</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 活動指標 <ul style="list-style-type: none"> ・ 研修会等の開催回数、参加者数 ・ パンフレット、マニュアル等の作成・配布部数 ・ 自主管理点検表の作成・配布部数 ② 成果指標 <ul style="list-style-type: none"> ・ 参加者、対象者等に対するアンケート等により意識の変化等について把握 	

連合会及び生衛組合が実施する特別課題

課題番号	13	災害時の生活衛生関係営業による地域の支援等に関する取組
目的	我が国は、地震・津波や豪雨などの自然災害のほか、新型インフルエンザなど多様なリスクにさらされているが、こうした地域に存在するリスクに適切に対処するためには、日常生活に不可欠なサービスを提供し、地域コミュニティの核である生活衛生関係営業の果たすべき役割は大きい。このため、東日本大震災の経験も踏まえ、災害時における生活衛生関係営業の対応力の向上や災害に関する啓発普及等を図ることを目的とする。	
想定される事業の手法・内容 ※実施にあたっては関係機関と連携して実施	<ul style="list-style-type: none"> ○ B C P (事業継続計画) マニュアルの策定 <ul style="list-style-type: none"> ・ 検討委員会の開催 ・ 調査の実施 ○ 災害発生時における生衛業界として取り組み計画の策定 <ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県、市町村等との災害協定の締結 ○ 地域の災害対応能力の維持向上に向けた事例の共有 <ul style="list-style-type: none"> ・ 研修会等の開催 ・ リーフレット等の作成、配布 等 	
期待する事業成果 ※効果検証が可能となる具体的な数値等による目標を設定	<ul style="list-style-type: none"> ① 活動指標 <ul style="list-style-type: none"> ・ マニュアル等の作成・配布部数 ・ 研修会等の開催回数、参加者数 ② 成果指標 <ul style="list-style-type: none"> ・ B C P マニュアルの策定 ・ 災害協定の締結 	

連合会及び生衛組合が実施する特別課題

課題番号	14	組合の組織強化（加入促進）
目的	<p>生活衛生関係営業は、国民の生活に密着したサービスを提供する営業であるが、国民の生活様式や消費行動の大きな変化、大規模な量販店やチェーンストアの増加などにより、生活衛生関係営業の存在感も薄れ、取り巻く環境が大きく変化しており、いずれの業種も厳しい経営環境にある。</p> <p>このため、生活衛生関係営業を広く国民にアピールするとともに、経営健全化と衛生水準の向上を図るため、営業者の自主的活動による生活衛生関係営業の振興策の中心的組織である生活衛生同業組合に各営業者が加入することを促進し、組合組織の強化・活性化を図ることを目的とする。</p>	
<p>想定される事業の手法・内容</p> <p>※実施にあたっては関係機関と連携して実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 生衛組合に関する情報発信 <ul style="list-style-type: none"> ・ パンフレット等の作成・配布 ・ ホームページ等を活用した情報発信 ・ 組合未加入者を対象とした説明会等の開催 ○ 組合未加入事業者に対する加入促進活動の展開 ○ 組合活動を体験できる機会の提供 等 	
<p>期待する事業成果</p> <p>※効果検証が可能となる具体的な数値等による目標を設定</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 活動指標 <ul style="list-style-type: none"> ・ パンフレット等の作成・配布部数 ・ ホームページアクセス数 ・ 説明会等の開催回数、参加者数 ② 成果指標 <ul style="list-style-type: none"> ・ 新規組合加入者数（○名 ⇒ ○名） 	

連合会及び生衛組合が実施する特別課題

課題番号	15	税制等の理解への促進・対応強化
目的	<p>複雑な税務手続を生活衛生関係営業者の目から見て分かり易い形にし、租税に関する知識の普及を図ることで、経営改善・経営革新に向けた取り組みや円滑な事業承継、円滑な消費税の転嫁など消費税増税への適切な対応が行えるよう、税理士・公認会計士等と連携・協力の下、プログラムの開発や税務勉強会などの企画・運営を行い、生衛業者の税制等に対する理解を促進することを目的とする。</p>	
<p>想定される事業の手法・内容</p> <p>※実施にあたっては関係機関と連携して実施</p>	<p>○ 事業者を対象とした税制等の理解促進のための取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 研修会等の開催 ・ パンフレット等の作成・配布 ・ 税務相談会の開催 等 	
<p>期待する事業成果</p> <p>※効果検証が可能となる具体的な数値等による目標を設定</p>	<p>① 活動指標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 研修会等の開催回数、参加者人数 ・ パンフレット等の作成・配布 ・ 相談会の開催回数、相談者数 <p>② 成果指標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 参加者等に対するアンケート等により、理解度の変化について把握 	

連合会及び生衛組合が実施する特別課題

課題番号	16	生衛業の専門性を活かした顧客づくりの推進
目的	<p>大型店舗やチェーン店の進出等による厳しい経営環境の中、中小零細の生衛業においては専門性を強みとして活かすことが求められており、若者等のニーズの変化に対応しながら、専門性や伝統文化に裏打ちされたサービスや商品のよさや違い、魅力を消費者に訴え、差別化を図るとともに、顧客を増加させることによって経営の安定化に資することを目的とする。</p>	
<p>想定される事業の手法・内容</p> <p>※実施にあたっては関係機関と連携して実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新規サービス、メニューの開発研究・提供 <ul style="list-style-type: none"> ・ 顧客ニーズに関する調査・分析 ・ サービス、メニュー開発 ・ 消費者に対するPR・広報活動 ○ 事業者を対象とする付加価値の高いサービス、メニュー、店づくり等に関する研修会の開催 ○ 消費者を対象に専門性の高いサービスや商品のよさ、違い、魅力を広報 <ul style="list-style-type: none"> ・ リーフレット等の作成 ・ ホームページ等による情報発信 等 	
<p>期待する事業成果</p> <p>※効果検証が可能となる具体的な数値等による目標を設定</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 活動指標 <ul style="list-style-type: none"> ・ PR活動（実施回数・対象者数） ・ 研修会の開催回数、参加者数 ・ リーフレット等の作成・配布部数 ② 成果指標 <ul style="list-style-type: none"> ・ 新規サービス、メニュー ・ 集客効果（利用客数の変化、売上の変化等） 	

連合会及び生衛組合が実施する特別課題

課題番号	17	共同事業の促進のための基盤整備
目的	<p>生活衛生関係業者は中小零細業者が大半であることから、これらの経営基盤を強化するためには、各業種の抱える構造的な課題に対して共同で施設を設置したり、利用したりするといった共同事業が有効である。しかしながら、共同事業を促進するためには、関係者の調整に時間や手間がかかるといった問題があることから、共同事業の促進を図るために、共同事業の立ち上げ時における計画づくり等を支援することを目的とする。</p>	
<p>想定される事業の手法・内容</p> <p>※実施にあたっては関係機関と連携して実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 共同事業のための計画づくりのための検討会の設置 ○ 具体化に向けたフィージビリティスタディ（実効可能性調査） ○ 先進事例の収集・提供 等 	
<p>期待する事業成果</p> <p>※効果検証が可能となる具体的な数値等による目標を設定</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 活動指標 <ul style="list-style-type: none"> ・ 実行可能性調査（参加事業者数・日数・成果） ② 成果指標 <ul style="list-style-type: none"> ・ 共同事業の展開の効果（経費削減効果、集客効果等） 	

連合会及び生衛組合が実施する特別課題

課題番号	18	創業・経営支援の推進
目的	<p>社会構造や顧客ニーズの変化、価格競争の激化に伴い、新規に店舗を開設し安定的経営をしていく上で益々厳しい経営環境となっている。また、事業を円滑に後継者に承継し、事業の活性化を図ることも課題となっている。このため、新規事業者の事業の立上げや事業承継の円滑化を図るとともに、安定した経営を行うことができるよう、新規事業希望者や事業承継者に対して必要な助言・相談・研修を行うことによって、円滑な創業や事業承継を促進し、経営の安定化や後継者の育成に資することを目的とする。</p>	
<p>想定される事業の手法・内容</p> <p>※実施にあたっては関係機関と連携して実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 創業希望者等を対象とした創業や店づくりに関する研修会の実施 ○ 創業希望者等を対象とした相談窓口の設置 等 	
<p>期待する事業成果</p> <p>※効果検証が可能となる具体的な数値等による目標を設定</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 活動指標 <ul style="list-style-type: none"> ・ 研修会の開催回数、参加者数 ・ 相談窓口の設置回数、相談者数 ② 成果指標 <ul style="list-style-type: none"> ・ 創業実績（〇店） ・ 事業承継実績 	

連合会及び生衛組合が実施する特別課題

課題番号	19	東日本大震災被災地において生活衛生関係営業による地域の復興
目的	東日本大震災の被災地域における社会経済の再生及び生活の再建と地域の復興のため、被災した生活衛生関係営業者の再生を目的とする。	
想定される事業の手法・内容 ※実施にあたっては関係機関と連携して実施	○ 東日本大震災で被災した生活衛生関係営業者の自立支援や、被災地の復興に資するための経営相談、共同利用設備への支援等、被災した生活衛生関係営業者の再生に直結する取り組み	
期待する事業成果 ※効果検証が可能となる具体的な数値等による目標を設定	<p>① 活動指標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 説明会開催回数、参加人数 ・ パンフレット作成・配布部数 ・ 相談窓口の設置回数、相談者数 ・ 共同利用設備等への支援実績 <p>② 成果指標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 被災した生活衛生関係営業者の再生実績（○店） 	

連合会及び生衛組合が実施する提案型事業

20	団体提案型 事業	業種、地域の特性に応じて提案される生活衛生関係営業の振興
目的	<p>全国生活衛生同業組合連合会又は生活衛生同業組合が各営業や地域の特性に応じて実施する事業に対して助成することにより、生活衛生関係営業の衛生施設の改善向上及び経営の健全化をもって国民の衛生水準の向上を図ることを目的とする。</p>	
<p>想定される事業の 手法・内容 ※実施にあたって は関係機関と連携 して実施</p>	<p>○ 生活衛生関係営業の振興を図るための事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ① サービスの拡大・向上と消費者利益の擁護のための事業 <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者と事業者の意識調査 ・ 顧客満足度を上げるための研修会の開催 等 ② 地域社会の福祉の増進と人材育成のための事業 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域におけるまちづくりへの参加、バリアフリー化推進のための事業 等 ③ 雇用の拡大と人材育成のための事業 <ul style="list-style-type: none"> ・ 従事者の技術向上のための研修会の開催 等 ④ 衛生水準の向上・環境保全を図るための事業 <ul style="list-style-type: none"> ・ 食中毒防止、感染症拡大防止に関する事業 ・ リサイクル推進に関する事業 等 ⑤ 経営革新・技術開発のための事業 <ul style="list-style-type: none"> ・ 新規顧客獲得のための研修会の開催 等 ⑥ 組織強化・活性化のための事業 <ul style="list-style-type: none"> ・ ホームページの作成、リーダー研修会の開催 等 	
<p>期待する事業成果 ※効果検証が可能 となる具体的な数 値等による目標を 設定</p>	<p>①利用者の満足度の向上、②地域社会における役割の強化、③雇用拡大、④衛生水準の向上・環境保全、⑤経営基盤の強化を通じた衛生水準の維持向上、⑥組合組織の強化を通じた衛生水準の維持向上</p>	

生衛組合が実施する提案型事業

21	生活衛生関係営業地域活性化連携事業	各地域の特色を踏まえて提案される、業種を超えて、業種や地域に共通する課題に対応し、各生活衛生同業組合が連携して実施
目的	生活衛生関係事業者が業種を超えた連携を行うことで、高齢社会への対応に向けた各生活衛生関係事業者の特性を活かした健康づくりや生活支援等のサービスの実施を推進するなど、生活衛生関係営業の振興・発展と衛生水準の維持向上及び経営の安定化を図り、もって地域の活性化に資する。	
<p>想定される事業の手法・内容</p> <p>※実施にあたっては関係機関と連携して実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 健康づくりのためのサービスを推進するための事業 ○ 生衛業における訪問宅配サービスなど買い物弱者対策の推進のための事業 ○ 地域ブランドの創出や一店逸品運動など生衛業の連携によるにぎわい創出のための事業 ○ 事業者の特性を活かした高付加価値の新たなサービスの開発・普及のための事業 ○ 地産地消を推進するための事業 ○ 外国人利用客の増大に対応した体制づくりやサービス提供のための事業 <p style="text-align: right;">等</p>	
<p>期待する事業成果</p> <p>※効果検証が可能となる具体的な数値等による目標を設定</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 地域の活性化 ② 生活衛生関係営業の振興・発展 ③ 衛生水準の維持向上 ④ 経営の安定化 	

全国指導センター

事業名	受動喫煙防止対策事業
目的	<p>労働者災害補償保険の適用を受けない生衛業者に対し、受動喫煙を防止するために、その事業上の室内又はこれに準ずる環境において、当該室以外での喫煙を禁止するために喫煙のための専用の室を設置する等の措置に要する費用の一部を助成し、受動喫煙防止対策を推進することを目的とする。</p>
想定される事業の手法・内容 ※実施にあたっては関係機関と連携して実施	<ul style="list-style-type: none"> ○ 助成金の交付を希望する生衛業者の公募に係る業務 ○ 助成金の交付先（以下「助成事業者」という。）を選定するための第三者委員会の設置・運営及び助成事業者の採択に係る業務 ○ 助成事業者決定に係る業務（助成金交付申請書の受理、助成金交付決定通知書の発出等） ○ 助成事業の進捗状況管理 ○ 助成事業の支援 ○ 助成金の額の確定（中間・完了後）・支払 ○ 本事業の周知活動 <p style="text-align: right;">等</p>
期待する事業成果	<ul style="list-style-type: none"> ①利用者の満足度の向上 ②受動喫煙防止対策の推進

ビルメン協会

事業名	ビルクリーニング業における外国人材確保事業
目的	出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）第 2 条の 4 第 1 項の規定に基づき、ビルクリーニング分野における特定技能の在留資格に係る制度の適正な運用を図るため、「ビルクリーニング分野特定技能 1 号評価試験」及び「ビルクリーニング分野特定技能 2 号評価試験」を円滑に実施することを目的とする。
想定される事業の手法・内容 ※実施にあたっては関係機関と連携して実施	<ul style="list-style-type: none"> ○ 評価試験を適正に実施するための検討及び評価の実施 ○ 外国において評価試験を適正に実施するための現地調査の実施 ○ 外国における評価試験を適正に実施するための資機材の整備 <p style="text-align: right;">等</p>
期待する事業成果	ビルクリーニング分野において、一定の専門性・技能を有し、即戦力となる外国人材を受け入れるための適正な評価試験の実施が確保される。

別添 7

ビルメン協会及びリネンサプライ協会

<p>事業名</p>	<p>ビルクリーニング・リネンサプライ分野 人材確保及び生産性向上等支援事業</p>
<p>目的</p>	<p>ビルクリーニング・リネンサプライ分野においては慢性的な人手不足であり、生産性向上、国内人材の確保及び処遇改善を一体的に実施することで、ビルクリーニング・リネンサプライ分野への就職及び就職した人材の定着のほか、生産性向上や処遇改善を支援することを目的とする。</p>
<p>想定される事業の手法・内容 ※実施にあたっては関係機関と連携して実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業実施のための検討会の実施 ○ 清掃ロボット、DX推進等の取組に係る好事例の収集、周知啓発等の生産性向上に係る取組 ○ 高校生・大学生、女性、高齢者、障害者への就職勧奨、求人活動に向けたセミナー、広報活動の実施や人材の定着支援等の人材確保策の取組 ○ 人材の処遇改善の活動支援、好事例の収集等の処遇改善策の取組 <p style="text-align: right;">等</p>
<p>期待する事業成果</p>	<ul style="list-style-type: none"> ①生産性向上 ②人材確保 ③処遇改善